

船舶事故等調査報告書

平成23年9月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011横第59号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成23年2月25日 12時00分ごろ	
発生場所	伊良湖水道航路南口付近 三重県鳥羽市所在の神島灯台から真方位109° 2.7海里付近 （概位 北緯34° 32.1′ 東経137° 02.1′）	
事故等調査の経過	平成23年4月21日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 第十八旭丸 ^{あさひ} 、320トン 136785、大阪旭陸運株式会社	
乗組員等に関する情報	機関長、五級海技士（機関）	
死傷者	なし	
損傷	主機4番シリンダのロッカーアーム軸支え用植込ボルト折損	
事故等の経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか2人が乗り組み、岡山県倉敷市水島港を出港して愛知県衣浦港に向けて伊良湖水道航路南口付近を北進中、平成23年2月25日12時00分ごろ、主機4番シリンダのロッカーアーム軸支え用植込ボルトが折損したため、主機を停止した。</p> <p>本船は、予備のロッカーアーム軸支え用植込ボルトを所持しておらず、運航不能と判断して運航会社にタグボートの手配を要請し、えい航されて20時30分ごろ衣浦港に入港した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 西、風力 2</p> <p>海象：平穏、潮流 南東流約0.2ノット</p>	
その他の事項	<p>本インシデント発生前、主機4番シリンダのロッカーアーム軸支え用植込ボルト折損の前兆は認められなかった。</p> <p>本船は、衣浦港入港後、予備のロッカーアーム軸支え用植込ボルトを受け取って修理した。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>不明 あり なし</p> <p>本船は、伊良湖水道航路南口付近を北進中、主機4番シリンダのロッカーアーム軸支え用植込ボルトが折損したことから、主機の運転を継続できなくなったものと考えられる。</p> <p>本船は、ロッカーアーム軸支え用植込ボルト折損の前兆が認められず、同ボルトが折損した状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	本インシデントは、本船が、伊良湖水道航路南口付近を北進中、主機4番シリンダのロッカーアーム軸支え用植込ボルトが折損したため、主機の運転を継続できなくなったことにより発生したものと考えられる。	